

第3章 施策の概要

この章では、61の〈施策〉について、記載しています。記載にあたっては、〈政策展開の基本方向〉（三つの柱）ごとに節を分けた上で、15の〈政策〉順にまとめています。

第1節「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

第2節「創る^{ひら}」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

第3節「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

● 政策体系一覧

| | 政策 | 施策 | 頁 |
|------------------------------|-------------------|----------------------------------|----|
| I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～ | 1 防災・減災 | 111 災害から地域を守る人づくり | 44 |
| | | 112 防災・減災対策を進める体制づくり | 46 |
| | | 113 治山・治水・海岸保全の推進 | 50 |
| | 2 命を守る | 121 地域医療提供体制の確保 | 52 |
| | | 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保 | 56 |
| | | 123 がん対策の推進 | 58 |
| | | 124 こころと身体の健康対策の推進 | 60 |
| | 3 共生の福祉社会 | 131 障がい者の自立と共生 | 62 |
| | | 132 支え合いの福祉社会づくり | 66 |
| | 4 暮らしの安全を守る | 141 犯罪に強いまちづくり | 70 |
| | | 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり | 72 |
| | | 143 消費生活の安全の確保 | 74 |
| | | 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等 | 76 |
| | | 145 食の安全・安心の確保 | 78 |
| | | 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進 | 80 |
| 147 獣害対策の推進 | | 82 | |
| 5 環境を守る | 151 地球温暖化対策の推進 | 84 | |
| | 152 廃棄物総合対策の推進 | 86 | |
| | 153 豊かな自然環境の保全と活用 | 88 | |
| | 154 大気・水環境の保全 | 90 | |

| | 政策 | 施策 | 頁 |
|----------------------------------|------------------------|---------------------------|-----|
| Ⅱ「創る」 う人と地域の夢や希望を 実感できるために | 1 人権の尊重と多様性を 認め合う社会 | 211 人権が尊重される社会づくり | 94 |
| | | 212 地域の活力を高める女性活躍の推進 | 96 |
| | | 213 多文化共生社会づくり | 98 |
| | 2 学びの充実 | 221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 | 100 |
| | | 222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成 | 102 |
| | | 223 健やかに生きていくための身体の育成 | 104 |
| | | 224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 | 106 |
| | | 225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり | 108 |
| | | 226 地域に開かれ信頼される学校づくり | 110 |
| | | 227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実 | 112 |
| | | 228 文化と生涯学習の振興 | 114 |
| | 3 希望がかなう少子化対 策の推進 | 231 少子化対策を進めるための環境づくり | 116 |
| | | 232 結婚・妊娠・出産の支援 | 118 |
| | | 233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実 | 120 |
| | | 234 児童虐待の防止と社会的養護の推進 | 122 |
| | 4 スポーツの推進 | 241 競技スポーツの推進 | 124 |
| | | 242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進 | 126 |
| | 5 地域の活力の向上 | 251 南部地域の活性化 | 128 |
| | | 252 東紀州地域の活性化 | 130 |
| | | 253 中山間地域・農山漁村の振興 | 132 |
| | | 254 移住の促進 | 134 |
| 255 協創のネットワークづくり | | 136 | |
| 256 市町との連携による地域活性化 | | 138 | |

| | 政策 | 施策 | 頁 |
|-----------------------------|----------------|------------------------------------|-----|
| Ⅲ 「拓く」強みを生かした経済の躍動を実感できるように | 1 農林水産業 | 311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出 | 142 |
| | | 312 農業の振興 | 144 |
| | | 313 林業の振興と森林づくり | 146 |
| | | 314 水産業の振興 | 150 |
| | 2 強じて多様な産業 | 321 中小企業・小規模企業の振興 | 152 |
| | | 322 ものづくり・成長産業の振興 | 156 |
| | | 323 「食」の産業振興 | 160 |
| | | 324 地域エネルギー力の向上 | 162 |
| | | 325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進 | 164 |
| | 3 世界に開かれた三重 | 331 国際展開の推進 | 166 |
| | | 332 観光の産業化と海外誘客の促進 | 168 |
| | | 333 三重の戦略的な営業活動 | 170 |
| | 4 雇用の確保と多様な働き方 | 341 次代を担う若者の就労支援 | 172 |
| | | 342 多様な働き方の推進 | 174 |
| | 5 安心と活力を生み出す基盤 | 351 道路網・港湾整備の推進 | 176 |
| | | 352 公共交通の確保と活用 | 178 |
| 353 安全で快適な住まいまちづくり | | 180 | |
| 354 水資源の確保と土地の計画的な利用 | | 182 | |

※ 行政運営の取組については、第3編第1章をご覧ください。

政策 ○ー○ ○○○ ←政策体系におけるこの施策の位置づけ(施策が属する政策)を示しています。

施策○○○ ○○○○○○○○○○○

↑ 施策の番号と名称を記載しています。

県民の皆さんとめざす姿

←県民の皆さんとめざす、おおむね33(2021)年度の長期的な目標を記載しています。

現状と課題

← この施策に取り組むにあたって、これまでの取組をふまえて現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

新しい豊かさ・協創の視点

← 新しい豊かさ・協創に向けて、この施策での新しい視点や方向性を記載しています。



取組方向

← 新しい豊かさ・協創の視点をふまえ、到達目標を実現するために、県がこの施策で4年間に取り組むことを記載しています。

主担当部局：○○○○○

この施策を担当する部局名を記載しています。↑

平成31年度末での到達目標

← 施策の行動計画期間内（4年後）の目標を記載しています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|--------------------------------|------------|------------|---------------------------------|
| ← 県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標を示しています。 | ※最終案で示します。 | ※最終案で示します。 | ← この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。 |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------------------|---|------------------------------|------------|
| | □□□□□ ← この施策を構成する基本事業 ○○○○○○ の番号と名称を記載しています。 (主担当：○○○○) ← この基本事業を担当する部局名を記載しています。 | ← 県が取り組んだことの効果が見える指標を示しています。 | ※最終案で示します。 |
| ○○○○○○○○ ↑ この基本事業の具体的な取組を記載しています。 | [目標項目の説明] ← この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。 | | |

第1節 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

| 〔政策〕 | 〔施策〕 |
|-------------|--|
| 1 防災・減災 | 111 災害から地域を守る人づくり 112 防災・減災対策を進める体制づくり 113 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 2 命を守る | 121 地域医療提供体制の確保 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保 123 がん対策の推進 124 こころと身体の健康対策の推進 |
| 3 共生の福祉社会 | 131 障がい者の自立と共生 132 支え合いの福祉社会づくり |
| 4 暮らしの安全を守る | 141 犯罪に強いまちづくり 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり 143 消費生活の安全の確保 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等 145 食の安全・安心の確保 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進 147 獣害対策の推進 |
| 5 環境を守る | 151 地球温暖化対策の推進 152 廃棄物総合対策の推進 153 豊かな自然環境の保全と活用 154 大気・水環境の保全 |

政策 I-1 防災・減災

施策 111 災害から地域を守る人づくり

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍するなか、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や、近年、激化の様相をみせる集中豪雨などの自然災害に備えるためには、「自助」「共助」「公助」の取組が一体となった取組を進めることが必要ですが、東日本大震災の発生から4年が経過し、県民の皆さんの防災に関する危機意識が低下していく傾向にあります。
- 防災に関する危機意識が低下していくなかで、地震や台風などの災害発生時において、被害を最小限に抑えるためには、県民の皆さん一人ひとりの「自助」や「共助」の取組を促進し、防災に関する意識を高め、「防災の日常化」の定着をめざした取組をこれまで以上に進める必要があります。
- 「防災の日常化」の定着を図るためには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取組を実践し、その活動を支援・補完することのできる「防災人材づくり」を進めることが重要なことから、今後は、防災人材の育成と、育成した人材がより地域で活躍できる環境づくりを進めていくことが求められています。
- 地域において「共助」の取組を促進するには、「組織の力」の活用が重要であり、自主防災組織や消防団の充実強化と連携強化を進め、これらの取組を融合させながら、地域防災力向上の核となる枠組みの構築を進めていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会づくりに向け、県民の皆さんの防災意識を向上させるための取組を進めるとともに、防災活動を通じて家族の絆や地域とのつながりを感じることで、支え合って暮らすことのできる災害に強い社会づくりを進めます。

取組方向

- 「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、防災人材の育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」の充実を図り、防災人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。また、企業の防災関係の取組を支援し、企業防災力の向上を図ります。
- 地域防災の中核を担う自主防災組織と消防団が連携し、隙間のない災害対応が実施されるよう、二つの組織の力を真に発揮するための防災人材を育成します。
- 防災ノート等の防災学習教材の充実、防災タウンウォッチングなどの体験型防災学習の実施の支援、教職員の防災に関する研修など学校における防災教育を推進します。
- 「みえ防災・減災アーカイブ」を地域の防災教育に活用するとともに、学校と保護者、地域住民、近隣学校等が連携した防災学習や避難訓練の実施など、学校、家庭、地域が連携した取組を推進します。
- ボランティアやNPOを円滑かつ効果的に受け入れ、県内外の関係機関との連携体制を構築し、すみやかな協力・連携・協働が行えるネットワークの構築や仕組みづくりを進めます。

主担当部局：防災対策部

平成31年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|--------------------|-----|-----|--|
| 率先して防災活動に参加する県民の割合 | | | 過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査） |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|---|---|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| 11101 防災人材の育成・活用 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課) 自主防災組織のリーダー育成、自主防災組織と消防団の連携強化、防災教育の充実のためのコンテンツ作成、企業における防災関係の取組の支援など、みえ防災・減災センターと連携し、地域における防災人材の育成と活躍を支援します。 | 「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数 | | |
| | 【目標項目の説明】 「みえ防災・減災センター」が育成した「みえ防災人材バンク」登録者が、地域や事業所等において様々な防災・減災活動を支援した件数 | | |
| 11102 学校における防災教育の推進 (主担当:教育委員会教育総務課) 防災ノート等の防災学習教材や防災教育・防災対策に関する教職員への研修を充実するなど、学校における防災教育を推進するとともに、学校と家庭、地域が連携した取組を進めます。 | 家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 | | |
| | 【目標項目の説明】 PTA、自主防災組織、地域住民など他の主体と連携した防災の取組を実施している学校の割合 | | |
| 11103 災害ボランティアの活動環境の充実 (主担当:環境生活部男女共同参画・NPO課) 災害ボランティア活動に関わるさまざまな主体をネットワーク化し、研究や訓練を通じて、災害時にNPOが円滑かつ効果的に支援活動を行うための環境を整備します。 | みえ災害ボランティア支援センターの幹事団体・協力団体数 | | |
| | 【目標項目の説明】 災害時におけるボランティア支援の中心となる「みえ災害ボランティア支援センター」を構成する幹事団体及び協力団体数 | | |

政策 I-1 防災・減災

施策 1.1.2 防災・減災対策を進める体制づくり

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災の発生から4年が経過しましたが、被災地の復興は未だに道半ばの状況にあります。東日本大震災の教訓等をふまえ、災害発生後の復興も視野に入れた新たな地震・津波対策の道筋を示し、その実践に取り組んできたところですが、今後も、南海トラフ地震等の発生に備えた地震・津波対策に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 局地化・集中化・激化する風水害に備えるため、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等で明らかとなった課題等もふまえ、「三重県新風水害対策行動計画」の策定など新たな風水害対策の道筋を示しました。今後も引き続き、年々勢力を増す台風への対応などの風水害対策に取り組んでいく必要があります。
- 東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓をふまえ、災害対策活動の機能強化に取り組んできたところですが、今後も南海トラフ地震の発生による広域災害や激化する風水害に対応するため、国・市町、防災関係機関などのさまざまな関係機関との連携を強化し、訓練や広域避難体制の検討などを通じて災害対応力の充実・強化に取り組む必要があります。
- 消防団員の減少、被雇用者化、平均年齢の上昇などに対応するため、消防団の充実強化が必要です。
- 高圧ガス施設等における事故が発生しており、石油コンビナートを含め、産業保安人材の育成を含めた防災対策を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会に向けた防災・減災対策を進めるための体制の整備を図ります。

取組方向

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」に基づく行動項目を着実に実践するとともに、「三重県版タイムライン（仮称）」等の策定を進め、自然災害に対する防災・減災対策を的確に推進します。
- 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の検証結果等をふまえ、これを引き継ぐ新計画を作成するとともに、さらなる対策の推進に取り組めます。
- 市町や防災関係機関と連携し、防災情報の共有化や海拔ゼロメートル地帯対策を含む広域的な連携体制の整備を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 災害時における医療体制の整備や人員・物資などの緊急輸送の確保を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援するとともに、学校施設の耐震化や天井等落下防止対策を実施することにより、地域におけるまちの安全性を確保します。
- 消防団の活性化や消防の広域化を進め、消防団員や消防職員の資質向上に努め、消防力の向上を支援するとともに、高圧ガス保安担当者の現場力を高め、石油コンビナートを含めた産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

主担当部局：防災対策部

平成31年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|----------------------------------|-----|-----|--|
| 「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合 | | | 県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査） |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|--|---|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| <p>11201 防災・減災対策の推進 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課)</p> <p>「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目の実践に取り組むとともに、市町の防災・減災対策の推進を図ります。また、これら計画や取組の検証結果をふまえ、新たな計画への刷新を図ります。</p> | <p>「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率</p> | | |
| <p>【目標項目の説明】</p> <p>「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた主要な行動項目の進捗率の平均値</p> | | | |
| <p>11202 災害対策活動体制の充実・強化 (主担当:防災対策部災害対策課)</p> <p>災害対策本部の機能強化、広域防災拠点の整備、広域避難体制の整備、実践的な図上訓練、実働訓練の実施などにより、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。</p> | <p>県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練回数</p> | | |
| <p>【目標項目の説明】</p> <p>県・市町・防災関係機関が連携した実践的な実働訓練の回数および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練の回数</p> | | | |
| <p>11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (主担当:防災対策部防災対策総務課)</p> <p>防災情報の市町、防災関係機関との共有化を進めるとともに、県民への迅速な提供を行い、災害発生時に防災情報が適切に活用できるようにします。</p> | <p>「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合</p> | | |
| <p>【目標項目の説明】</p> <p>防災情報を提供している県のホームページ「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報を入手している県民の割合（防災に関する県民意識調査）</p> | | | |
| <p>11204 災害医療体制の整備 (主担当:健康福祉部医療対策局地域医療推進課)</p> <p>災害拠点病院等の耐震化、災害医療を支える人材育成、地域の関係者による連携体制の充実、強化などの取組を進め、災害医療体制の確保を図ります。</p> | <p>災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数</p> | | |
| <p>【目標項目の説明】</p> <p>県内の災害拠点病院が保有する活動可能な災害派遣医療チーム(DMAT)数</p> | | | |

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>11205 安全な建築物の確保 (主担当:県土整備部建築開発課)</p> <p>住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援し、地震などの災害に対するまちの安全性の確保を図ります。</p> | <p>不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、災害時に避難所として活用される民間建築物の耐震化率</p> | | |
| <p>〔目標項目の説明〕 「改正耐震改修促進法」により、耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、災害時に避難所として活用される民間建築物で、耐震性が確保された建築物の割合</p> | | | |
| <p>11206 教育施設の防災対策 (主担当:教育委員会学校経理・施設課)</p> <p>学校施設における防災機能の充実を図るとともに、市町に対し、防災・耐震対策にかかる情報提供と助言を行い、地域における防災機能の強化を図ります。</p> | <p>県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策済率</p> | | |
| <p>〔目標項目の説明〕 平成 26 年度に実施した点検で対策を要すると指摘された屋内運動場天井等の対策済率</p> | | | |
| <p>11207 緊急輸送道路の機能確保 (主担当:県土整備部道路管理課)</p> <p>緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の計画的な整備や修繕を進め、非常事態に対応した輸送機能の確保を図ります。</p> | <p>緊急輸送道路上の橋梁の良好な状態の割合</p> | | |
| <p>〔目標項目の説明〕 緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態の橋梁（おおむね5年以内に修繕等を行う必要がないと判断できる橋梁）の割合</p> | | | |
| <p>11208 消防救急体制の充実・強化 (主担当:防災対策部消防・保安課)</p> <p>消防団の活性化や消防の広域化を進め、消防学校等での教育を通じて、消防団員や消防職員の資質向上に努め、消防職員・消防団員による迅速かつ的確な予防活動および消防活動の促進を図ります。</p> | <p>消防団員の条例定数充足率</p> | | |
| <p>〔目標項目の説明〕 各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数</p> | | | |
| <p>11209 高圧ガス等の保安の確保 (主担当:防災対策部消防・保安課)</p> <p>高圧ガス等を取り扱う事業者に対する保安検査や立入検査等の実施、保安担当者へのセミナーや研修の実施などによる保安人材の育成により、適正な保安の確保を図ります。</p> | <p>高圧ガス等施設における事故発生防止率</p> | | |
| <p>〔目標項目の説明〕 許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合</p> | | | |

政策 I-1 防災・減災

施策 113 治山・治水・海岸保全の推進

県民の皆さんとめざす姿

洪水、土砂災害、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 頻発・激甚化する風水害・土砂災害や、台風の大型化による高潮災害の懸念など、激化する風水害に対する県民の皆さんの安全・安心を確保するため、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備を着実に進めてきましたが、河川・海岸の堤防整備などのハード対策の必要性は依然として高く、引き続き効果的・効率的な整備が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策や脆弱箇所への補強対策を進めました。切迫する大規模地震や津波に備え、海岸保全施設や河川管理施設等の機能の確保と強化が求められています。
- ハード・ソフト一体となった効果的な防災・減災対策を推進するため、ソフト対策として、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域の指定等を進めてきましたが、平成 27 年の水防法改正により想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成が求められています。また土砂災害に対する警戒避難体制強化を支援するため、早期の調査完了と区域指定が求められています。
- 土砂堆積により流下能力が低下している河川の堆積土砂撤去を進めるとともに、老朽化が進んでいる河川・海岸・土砂災害防止施設について、長寿命化計画の策定や同計画に基づく対策を実施しました。引き続き、適切な維持管理による機能の確保と施設の老朽化対策が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するため、近年多発する水害・土砂災害や、発生が懸念されている南海トラフ地震に対する備えとして、施設整備を推進するとともに、警戒避難体制整備を支援する取組等、ハード・ソフト一体となった取組を進めます。
また、老朽化した施設の適切な維持管理を実施していきます。

取組方向

- 県民の皆さんの生命、財産を守る河川・海岸堤防や治山・土砂災害防止施設の整備などのハード対策については、緊急に必要なものに重点化、効率化を図り、早期に効果を発現させます。
- 切迫する大規模地震や津波による被害を軽減するため、堤防や大型水門・排水機場等の補強や耐震対策を進めます。なお、海岸保全施設等における地震・津波対策として、これまで進めてきた整備に加え、粘り強い構造とする対策を取り入れた整備を実施します。
- 自然災害から県民の皆さんの生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水防法改正に伴う河川の浸水想定区域図の作成や、土砂災害警戒区域を指定するための基礎調査を推進します。
- これまで整備してきた施設の機能を確保するとともに施設の延命化を図るため、河川の大型水門等の施設について、長寿命化計画に基づき計画的な修繕・更新に取り組めます。また、市町からニーズの高い河川堆積土砂の撤去については、関係市町と選定した撤去箇所の情報を共有しながら、堆積土砂の撤去を推進します。

主担当部局：県土整備部

平成31年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難の支援が行われています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|---------------------|-----|-----|-------------------------------|
| 自然災害への対策が講じられている人家数 | | | 河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数 |

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|---|--|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| 11301 洪水対策の推進 (主担当：県土整備部河川課) 洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防の整備、堆積土砂の撤去等と併せて、平成27年の水防法改正に伴う河川の浸水想定区域図の作成等に取り組めます。 | 浸水想定区域図作成河川数 | | |
| | 【目標項目の説明】 浸水想定区域図を作成した河川数 | | |
| 11302 土砂災害対策の推進 (主担当：県土整備部防災砂防課) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や土砂災害危険箇所における基礎調査を進め、土砂災害警戒区域の指定に取り組めます。 | 基礎調査実施数 | | |
| | 【目標項目の説明】 土砂災害警戒区域指定のための基礎調査の実施数 | | |
| 11303 高潮・津波対策の推進 (主担当：県土整備部港湾・海岸課) 高潮、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備に取り組めます。 | 堤防耐震化延長 | | |
| | 【目標項目の説明】 伊勢湾沿岸の耐震対策を実施した海岸堤防延長 | | |
| 11304 山地災害対策の推進 (主担当：農林水産部治山林道課) 山崩れや土石流等の山地災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備に取り組めます。 | 山地災害危険地区整備着手地区数 | | |
| | 【目標項目の説明】 治山施設整備に着手した山地災害危険地区数 | | |

政策 I-2 命を守る

施策 121 地域医療提供体制の確保

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、急性期の医療から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを確保するとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要ときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

現状と課題

- いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、地域において必要となる医療提供体制を確保するため、病床の機能分化・連携等を進め、地域医療構想の実現に取り組んでいく必要があります。
- 医師の地域偏在等の解消及び看護師等の不足解消が課題となっていることから、地域医療に従事する医師の育成と定着促進や看護師等の確保・定着を図る必要があります。
- 救急搬送患者が増加する中、救急医療への対応に困難な状況がみられるため、救急医療体制を確保する必要があります。また、「過疎地域自立促進特別措置法」等の指定地域においては、医療の提供が困難な状況にあるため、へき地等における医療提供体制を維持・確保する必要があります。さらに、リスクの高い妊産婦や低出生体重児の増加等に対応するため、安心して産み育てる環境づくりを進める必要があります。
- 医療機関の機能分化・連携を進めていく一方で、安全・安心な医療を確保するため、県内医療機関の医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- こころの医療センター、一志病院および志摩病院においては、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまえながら、県立病院に求められる役割を適切に担っていくとともに、より一層健全な病院経営に努めていく必要があります。
- 平成30(2018)年度から、県が財政運営など国民健康保険運営の中心的な役割を担っていくことをふまえ、被保険者や市町に不安や混乱が生じないよう市町や関係団体と十分協議しながら進めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で、安心して必要な医療を受けられる体制の確保ができるよう、県民一人ひとりが医療提供体制に関する理解を深め、適切な受療行動を行うことを通じ、県民の皆さんと共に、地域の実情に応じた医療提供体制を構築するとともに、合わせて在宅医療、地域包括ケアシステムとの連携を進めます。

取組方向

- 地域医療構想の実現に向けて、医療機関の自主的な取組および医療機関相互の協議を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、病床の機能分化・連携の推進、在宅医療提供体制の充実を図ります。
- 医師の地域偏在の解消に向けて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に取り組むことなどにより、特に若手医師の確保・定着に重点的に取組を進めます。また、看護師等の確保・定着に向けて、県内看護系大学への地域枠拡大の働きかけや潜在看護職員の復職支援などに取り組めます。
- 救急医療体制を確保するため、県民の適切な受診行動の促進、病院前救護体制の充実、初期・二次・三次救急医療体制の充実に取り組めます。また、へき地等の医療提供体制の維持・確保に取り組むとともに、安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期医療における医療機関の機能分担、連携体制の構築、療育・療養支援体制の充実等に取り組めます。
- 県内医療機関の医療安全体制の整備を促進するとともに、医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を引き続き実施します。
- 県立病院では良質で満足度の高い医療サービスの提供を図っていくとともに、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を進めます。また、志摩病院の指定管理者に対して適切な指導監督を行います。
- 「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に基づき、引き続き市町を支援するとともに、県に設置する「国保運営協議会」において国民健康保険運営方針を策定し、国民健康保険の財政運営の都道府県化を円滑に進めていきます。

主担当部局：健康福祉部医療対策局

平成31年度末での到達目標

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の整備を進めるとともに、県民の皆さんとの将来のあるべき医療提供体制の共有に向けた取組を通じ、地域の医療提供体制に対する県民の安心度が高まっています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|-----------|-----|-----|--|
| 地域医療安心度指数 | | | 県民の地域医療に対する理解度とともに、かかりつけ医を持っているか、日常生活のうえで医療を受けることに不便を感じないかの3つの側面からの複合指標（県民へのアンケート結果について、重み付け（理解度0.5、かかりつけ医0.25、アクセス0.25）した合計値） |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|---|--|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| <p>12101 地域医療構想の実現 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課)</p> <p>地域医療構想の実現に向け、医療機関相互の協議の場（地域医療構想調整会議）を継続的に開催するとともに、地域において不足する機能を担う病床や在宅医療体制の整備支援等を進めます。</p> | 地域医療構想の達成度 | | |
| | <p>【目標項目の説明】</p> <p>地域医療構想で定めた平成37（2025）年の必要病床数達成の進捗度と、在宅医療提供体制の整備度の複合指標</p> | | |
| <p>12102 医療分野の人材確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課)</p> <p>県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師の確保に取り組みます。 また、県内看護系大学卒業者のうち、県内の医療機関等に就業する看護職員の確保に取り組みます。</p> | 県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数 | | |
| | <p>【目標項目の説明】</p> <p>県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数</p> | | |
| | 県内看護系大学卒業者の県内就業数 | | |
| | <p>【目標項目の説明】</p> <p>県内看護系大学卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護職員数</p> | | |
| <p>12103 救急医療等の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課)</p> <p>ドクターヘリの運航や救命救急センター・二次救急医療機関等への支援、県民への啓発活動、へき地医療拠点病院・へき地診療所、周産期母子医療センター等への支援、小児在宅医療を推進する関係機関への支援等に取り組みます。</p> | 救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数 | | |
| | <p>【目標項目の説明】</p> <p>三重県救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行う医療機関数</p> | | |
| <p>12104 医療安全体制の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課)</p> <p>県内医療機関の医療安全体制の整備に対して必要な支援を行うとともに、医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を継続して実施します。</p> | 医療安全対策加算届出受理医療機関数 | | |
| | <p>【目標項目の説明】</p> <p>100床以上の医療機関のうちで、医療安全対策加算の届出をしている医療機関数</p> | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>12105 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (主担当：病院事業庁県立病院課)</p> | <p>県立病院患者満足度</p> | | |
| <p>医療を必要とする人に対して、各県立病院に求められる役割をふまえた良質な医療サービスを提供することにより、患者満足度の向上を図ります。</p> | <p>〔目標項目の説明〕 県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「診療に満足していますか」との設問に対する肯定的な回答の割合</p> | | |
| <p>12106 適正な医療保険制度の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課)</p> | <p>県内市町の国民健康保険料の収納率</p> | | |
| <p>国民健康保険の財政の安定のために、県内市町の保険料の収納率の向上を推進するとともに、地域医療構想と整合した市町の取組を支援し、一層の医療費の適正化に取り組みます。</p> | <p>〔目標項目の説明〕 県内市町の国民健康保険料の調定額のうちで収納できた額の割合</p> | | |

政策 I-2 命を守る

施策 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。

現状と課題

- 高齢化の一層の進展で、要介護状態になったり認知症を発症する割合の高い 75 歳以上の高齢者の増加が見込まれるとともに、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯も増加し、家庭の介護力の低下が懸念されています。
- 介護保険制度を円滑に運営し、サービスの質を向上させていくためには、介護保険制度を支える中心的な役割を担うケアマネジャーや認定調査員等の育成と資質向上が必要です。
- 介護ニーズが増加する中で、介護サービスの担い手となる介護従事者の確保が課題となっています。
- 市町とも連携し、介護基盤の整備を進めているところですが、施設サービスへのニーズが依然として高く、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を進める必要があります。
- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の特性に応じた、地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期からの適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携や、地域で本人と家族を支えるための支援体制の確立が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

介護が必要になったり、認知症になっても、高齢者が安心して、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、元気な高齢者をはじめとする地域住民やNPOなどに多様な生活支援サービスの担い手として活躍していただくとともに、県が認知症サポーターの養成や当事者・家族の自発的な取組を支援することで、介護や認知症に対する県民の理解と支援の輪を広げ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。

取組方向

- 介護サービスを充実させるため、ケアマネジャー等に対する各種研修を実施するとともに、介護サービス情報の公表や苦情処理体制の整備に取り組みます。
- 介護従事者を確保するため、市町や事業者団体等とともに、元気な高齢者など未経験者の参入促進や、資質向上、労働環境の改善等に取り組みます。
- 介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消をめざして、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。
- 地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 認知症の方や家族を支援するため、啓発活動、相談体制の充実、医療・介護サービスの充実、地域での支援体制の整備に取り組みます。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

施設整備や、在宅医療・介護連携の強化等により、地域包括ケアシステムの構築が進み、特別養護老人ホームへの入所待機が解消されています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|---------------------------|-----|-----|----------------------------|
| 介護度が重度で在宅の特別養護老人ホーム入所待機者数 | | | 介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数 |

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目

現状値

目標値

| | | | | |
|---|----------------------------------|--|--|---|
| 12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (主担当：健康福祉部長寿介護課) 地域においてケアマネジャーの指導的立場となる主任ケアマネジャーを養成するための研修を行います。 | 主任ケアマネジャー登録者数 | | | 〔目標項目の説明〕 ケアマネジャーに対する指導的役割を担う主任ケアマネジャーの登録者数 |
| 12202 介護従事者の確保 (主担当：健康福祉部地域福祉課) 求人と求職のマッチング支援やシニア世代の介護職場への就労支援等を行うとともに、市町、事業者団体、職能団体、介護事業所等が実施する参入促進、資質向上、労働環境・処遇改善の取組を支援します。 | 県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数 | | | 〔目標項目の説明〕 県福祉人材センターが、福祉・介護職場での就労を希望する人への相談・支援を行うとともに、求人・求職のマッチング事業等によって、介護職場等へ就職した人数 |
| 12203 介護基盤の整備促進 (主担当：健康福祉部長寿介護課) 特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型およびショートステイの転換）を整備します。 | 特別養護老人ホーム施設整備定員数 | | | 〔目標項目の説明〕 特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型およびショートステイの転換）施設整備定員数 |
| 12204 在宅生活支援体制の充実 (主担当：健康福祉部長寿介護課) 地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センターを支援するため、職員の資質向上のための研修を行うとともに、地域ケア会議に専門職等のアドバイザーを派遣します。 | 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の開催回数 | | | 〔目標項目の説明〕 地域包括支援センターが、困難事例の検討、地域課題の把握や新たな地域の資源開発を目的として、行政等の関係機関、医療・介護等の多職種、ボランティア等の住民組織の参加を得て開催する地域ケア会議の開催回数 |
| 12205 認知症施策の充実 (主担当：健康福祉部長寿介護課) 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る役割を担う認知症サポーターを養成します。 | 認知症サポーター数 | | | 〔目標項目の説明〕 認知症の人や家族を地域で支援する認知症サポーター数 |

政策 I-2 命を守る

施策 123 がん対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

現状と課題

- 県内のがんによる死亡者数は年間5千人を超え、県内における死亡原因の第1位であり、がんは重要な健康問題の一つとなっていることから、「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力してがん対策を推進していく必要があります。
- がんに罹患しない、あるいは罹患しても死に至らないようにするためには、生活習慣の改善などによる予防や、がん検診による早期発見に対する県民の皆さんの意識の向上を図ることが必要であり、特に児童期からがんに対する正しい知識の普及を図ることが必要です。
- 国の新たな拠点病院の整備指針を受けた県内のがん医療提供体制の再整理に合わせ、がん医療に係る施設や設備、人材の充実を図るとともに、関係機関による医療連携体制の強化が必要です。
- 「がん登録推進法」が施行されたことに伴い、がん患者の罹患状況等の情報が多く集約できるようになりますが、精度維持や正確な分析等が必要です。
- 緩和ケアについては、県内各地で医師等を対象として研修を実施していますが、さらに受講者を増やす必要があります。また、患者等ががんと診断された時から適切な緩和ケアを受けられるよう、正しい知識の普及が必要です。
- がん患者およびその家族の不安、悩みを軽減するとともに、がん患者の治療と仕事の両立を支援するための相談体制や情報提供体制等の充実が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

がん検診の一層の向上を図ることができるよう、ソーシャルマーケティング^{※1}の手法を対象に合わせて活用し、県民の意識の向上を図るための取組を県民、NPO、企業、医療機関、市町等と連携しながら推進します。また、児童期からがんに対する正しい知識と生活習慣を身につけがん予防が図られるよう、がん教育の推進を図ります。

取組方向

- 児童期からがんに対する正しい知識を習得し、正しい生活習慣を身につけてがん予防を行うため、小中学校におけるがん教育の拡充を図ります。
- 検診効果の高い乳がん、子宮頸がん、大腸がんを重点としたがん検診受診率向上を図るため、県民、NPO、企業、医療機関、市町等との連携により、がん検診への理解を深める取組を県民運動として実施します。また、働く世代に重点を置いた取組を行います。
- がん治療の充実を図るため、がん診療連携拠点病院をはじめとするがん治療に携わる医療機関の施設、設備等の充実を支援するとともに、三重医療安心ネットワークを活用した医療連携体制の充実を図ります。
- がん対策を効果的に推進するため、がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータを活用し、科学的な根拠に基づく取組を推進します。また、市町、医療機関へ分析結果を情報提供します。
- 緩和ケア体制の充実のため、がん診療に携わる医師等に緩和ケア研修を引き続き実施するとともに、県民に対してがんと診断された時からの緩和ケアの有用性について普及啓発を行います。
- がん患者とその家族の不安、悩みの解消、がん患者の就労支援のための相談体制・情報提供の充実を図ります。

主担当部局：健康福祉部医療対策局

平成31年度末での到達目標

県民の生命と健康をがんから守るため、がんを早期に発見し、早期に治療を行うことで、がんによる死亡者数が減少しています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|----------------------------------|-----|-----|--|
| 75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後) | | | 国が策定した「がん対策推進基本計画」の主目標の一つであり、がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数 |

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
|--|---|-----|-----|
| 12301 がん予防・早期発見の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) がんの予防・早期発見のため、県民、NPO、企業、医療機関、市町等と協働し、乳がん、子宮頸がん、大腸がんについて、重点的に検診受診率の向上を図るとともに、がん検診の精度管理の向上をめざします。また、教育委員会と連携して児童期からのがん教育を推進します。 | がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん) | | |
| | 【目標項目の説明】 乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率 | | |
| 12302 がん医療の充実 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 県内のがん患者がその居住する地域に関わらずがん医療を受けられるよう、がん診療の拠点となる医療機関を指定し、小児がんを含めたがん医療提供体制の一層の充実・強化を図ります。 | がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携拠点病院指定数 | | |
| | 【目標項目の説明】 手術、化学療法およびこれらの効果的な組み合わせによる、がんの標準的・集学的治療を提供する医療機関数(がん診療連携拠点病院は国指定、三重県がん診療連携拠点病院は県指定) | | |
| 12303 緩和ケアの推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) がんに係る療養生活を送っているがん患者およびその家族を支援するため、療養の質の向上に向けて緩和ケアに係る人材育成を支援する取組を推進します。 | がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数 | | |
| | 【目標項目の説明】 厚生労働省の示す開催指針に基づいた緩和ケア研修を修了した県内の医師数 | | |
| 12304 がん患者等への支援の充実 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) がん患者やその家族の不安の軽減のため、がんに係る相談窓口を設置するとともに、治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士による就労相談、企業等への積極的な情報提供等、がん患者の就労支援についての取組を推進します。 | 就労支援に関する情報を提供した企業数 | | |
| | 【目標項目の説明】 講演会や事業所訪問で就労支援について情報提供した企業数 | | |

注1) ソーシャルマーケティング：社会福祉の向上を目的として、行動心理学等に基づき、自発的な健康行動に影響を与えるようなマーケティング技術

政策 I-2 命を守る

施策 124 心と身体の健康対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、ソーシャルキャピタル^{注1}を活用しながら、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気の時も、適切な治療や支援を受けています。

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、糖尿病や高血圧症、歯周病などの生活習慣病に罹患する県民が増加することが予想されることから、病気の予防や早期発見、地域包括ケアシステムを活用した取組を強化するとともに、正しい食習慣の定着をはじめ、子どもの頃からの正しい生活習慣の習得など生涯を通じた健康づくりの推進が必要です。
- 本県の自殺者数は毎年400人前後で推移しています。自殺は、失業、多重債務等の社会的要因や健康などの個人的な属性が複雑に関係し、うつ病などを発症しているケースが多いことから、総合的なうつ・自殺対策を進める必要があります。
- 平成27(2015)年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな難病医療費助成制度が開始されました。法制化に伴う医療費助成対象疾病の拡大等、難病患者等に対する新制度の周知や、医療提供体制の整備等を引き続き推進していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、県民の皆さんのライフステージに応じた取組を行うことが必要ですが、住民どうしのつながりが強い地域では、健康づくりの取組が継続することで健康状態や健康感が高まり、健康寿命の延伸につながると言われていることから、地域や所属する団体の信頼や規範、ネットワークを特徴とするソーシャルキャピタルを活用した県内各地域の取組を推進します。

取組方向

- 生涯を通じた健康づくりを推進するため、ライフステージに応じた取組の支援や健康に関する情報提供を行うとともに、県内各地域でソーシャルキャピタルを活用した健康づくりが展開されるよう、県民、NPO、企業、学校、市町等と連携して県民の健康づくりを推進します。
- 特定健康診査の受診率向上の取組等により、病気の予防・早期発見をし、生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置いた対策に取り組めます。
- 県民の健康的な食生活の実現に向けて、県民自らに取り組むことができるように、多様な主体と連携した食育活動を推進し、バランスの取れた食事に関する普及啓発を行います。
- 歯と口腔の病気は心疾患、糖尿病など全身の病気と関連していることから、三重県口腔保健支援センターを中心に関係機関と連携しながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。
- うつ・自殺など心と体の問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、自殺対策ネットワークなど地域の絆を生かし、地域の実情に応じた自殺対策に取り組めます。
- 難病患者等への医療費助成や療養支援、生活支援等を行うとともに、医療提供体制の整備の推進に取り組めます。

主担当部局：健康福祉部医療対策局

平成31年度末での到達目標

日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送る県民が増加することで、県民一人ひとりの幸福感が増進するとともに、人びとの活動が活発化して人と人とのつながりをより強く感じています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|-------------------|-----|-----|--|
| 健康寿命 (健康寿命の延び) | | | 国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本21(第2次)」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間 |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|---|--|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| 12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 生活習慣病に着目した特定健康診査について普及啓発を行い、県民が二次予防を行うことができるよう取り組みます。 | 特定健康診査受診率 | | |
| | 【目標項目の説明】 三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査(生活習慣病に関する健康診査)の受診率 | | |
| 12402 歯科保健対策の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 歯科疾患予防対策、生活の質の向上のための口腔機能の維持・向上に向けた体制整備や、障がい者(児)、介護が必要な高齢者、中山間地域等の住民に対する歯科口腔保健サービスの充実といった歯と口腔の健康づくり対策に取り組みます。 | 特定保健指導で歯科保健指導を行う市町数 | | |
| | 【目標項目の説明】 市町が実施する特定保健指導の場で、歯科専門職または特定保健指導担当者による歯科保健指導を行う市町数 | | |
| 12403 こころの健康づくりの推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 県民一人ひとりのこころの健康を保ち、健やかに生活できるよう、自殺対策情報センターを核として相談等に係る人材の育成やうつ・自殺対策ネットワークなど地域の絆を生かし、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。 | 民間団体等関係機関と連携して自殺対策事業を実施した県機関・市町数 | | |
| | 【目標項目の説明】 民間団体等関係機関と連携して自殺対策事業を実施した県機関・市町数 | | |
| 12404 難病対策の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 難病患者やその家族等の療養生活の質の向上を図るため、医療費助成を行うとともに、相談窓口の設置や、「指定医療機関」の指定をはじめとする医療提供体制の整備の推進に取り組みます。 | 指定医療機関指定数 | | |
| | 【目標項目の説明】 難病の患者に対する医療等に関する法律において、特定医療を提供できる医療機関として知事が指定する「指定医療機関」の指定数 | | |

注1) ソーシャルキャピタル：人びとの信頼関係や結びつき

政策 I-3 共生の福祉社会

施策 131 障がい者の自立と共生

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

現状と課題

- 障がい者の暮らしと日中活動の場の整備に取り組んでいますが、障がい種別や程度に応じて、地域生活を支援できるよう福祉サービスの充実に取り組む必要があります。
- 地域の事業所等における就労訓練を基本に、工賃向上や職場定着、就労の場づくりに係る取組をさらに充実・強化し、障がい者の自立と社会参加を促進していくことが求められています。
- これまでの農福連携の取組から、障がい者が農業の担い手としても活躍できることが明らかになったことから、就業人口の減少している農林水産業において、障がい者が新たな担い手として活躍できる取組の支援と農業以外の一次産業の分野に、新たな雇用の場を創出していく必要があります。
- 障がい者が必要な相談支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援体制の整備に取り組んでいますが、市町の一次的な相談機能を高めるため、各障害保健福祉圏域における地域支援機能やバックアップ体制の強化を図ることが必要です。
- 精神障がい者の長期入院の解消に取り組んでいますが、精神科病院からの退院を促進するとともに、地域で安心して生活できる体制づくりを進める必要があります。
- 共生社会実現に向けた啓発活動などの取組を進めていますが、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」への対応など、障がい者の権利擁護の取組を強化する必要があります。
- 障がい者の社会参加の機会の確保や情報保障に取り組んでいますが、さらなる機会の充実とともに、手話による意思疎通を一層進めるための法や条例の整備など情報コミュニケーションの支援が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

障がい者が自分らしく生き、社会で活動できるよう、「障害者権利条約」で保障されている「自己決定権」や「合理的配慮」の考え方にに基づき、障がいのある人もない人も全ての県民によって社会全体で支える取組を進めることにより、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に取り組めます。

取組方向

- 障がい者の地域移行を促進するとともに、暮らしの場の確保や障がいの状態に応じた地域生活の支援体制の強化に取り組めます。
- 就労に向けた訓練のほか、事業所の工賃向上支援、職場定着支援、社会的事業所の創設、運営支援による雇用の場の拡大など、就労支援の充実に取り組めます。
- 農業分野だけではなく、林業・水産業分野と福祉の連携についても検討し、障がい者を農林水産業の新たな担い手として位置づけ、育成を進めます。
- 広域的、専門的な相談支援体制の整備、人材育成による相談支援の質的向上、ライフステージに応じた途切れのない支援、関係機関の連携強化に取り組めます。
- 休日・夜間における精神科救急医療体制を確保するほか、アウトリーチ^{※1}の取組を拡大し、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりを進めます。
- 障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護の取組を進めます。また、文化活動などへの参加機会の充実とともに、情報コミュニケーション支援に取り組めます。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|-------------------------------------|-----|-----|--|
| グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計） | | | グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数 |

主な取組内容

（基本事業）

県の活動指標

目標項目

現状値

目標値

13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実
（主担当：健康福祉部障がい福祉課）

暮らしや日中活動の場を確保し、福祉施設入所者の地域移行を促進するとともに、生活全般にわたる障害福祉サービスの充実に取り組みます。

障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数

〔目標項目の説明〕

日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）を利用している障がい者数

13102 障がい者の就労促進

（主担当：健康福祉部障がい福祉課）

就労訓練や定着の支援、工賃向上、就業・生活支援センターの機能強化、社会的事業所の創設・運営支援などに取り組みます。

一般就労へ移行した障がい者数

〔目標項目の説明〕

障がい者就業・生活支援事業、知的障がい者就労支援講座、県の機関における職場実習事業、社会的事業所を通じて一般就労した障がい者数

13103 農林水産業と福祉との連携の促進

（主担当：農林水産部担い手育成課）

障がい者を農林水産業の新たな担い手として育成を図るため、農林水産業で障がい者が活躍できる環境整備に取り組みます。

農林水産業と福祉との連携取組数（累計）

〔目標項目の説明〕

障がい者を雇用している農林水産事業者および福祉事業所における農林水産業への参入件数や農林水産業に関する作業受委託等の件数の合計

13104 障がい者の相談支援体制の整備

（主担当：健康福祉部障がい福祉課）

広域的、専門的な相談体制の整備、人材育成による相談支援の質的向上、関係機関の連携強化など、障がい者のニーズに適切に対応した相談支援体制の整備に取り組みます。

相談支援事業における支援件数

〔目標項目の説明〕

県が県内9圏域で実施する、就業・生活支援、児童療育相談事業及び専門性が高い、重症心身障がい児（者）相談支援、高次脳機能障がい者生活支援、自閉症・発達障がい者支援事業により支援を行った延件数

| | | | |
|--|---|--|--|
| 13105 精神障がい者の保健医療の確保 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) | 精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合 | | |
| 精神障がい者の地域生活定着のためのアウトリーチや、電話による24時間医療相談、休日・夜間における精神科救急医療体制を整備するなど、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりに取り組めます。 | 【目標項目の説明】 ある月(毎年6月調査)に入院した精神障がい者のうち、当該ある月から起算して1年以内に退院し、地域移行できた者の割合 | | |
| 13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部障がい福祉課) | 障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率 | | |
| 障がい者を理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止などに取り組むほか、障がい者の文化活動などへの参加機会の充実、情報コミュニケーションに係る支援など、社会参加のための環境整備に取り組めます。 | 【目標項目の説明】 障害者差別解消法で努力義務とされている県、市町等(29市町、地方独立行政法人)に加えて、公立大学法人及び県100%出資法人が職員対応要領を策定した割合 | | |

注) 1 アウトリーチ(訪問支援)：入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。

政策 I-3 共生の福祉社会

施策 132 支え合いの福祉社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

現状と課題

- 地域における絆の希薄化、少子高齢社会の進展等により、福祉的支援を必要とする高齢者や障がい者、生活困窮者などを、社会全体で支え合う体制づくりが、これまで以上に必要となっています。
- 福祉サービスを提供する法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査の実施による社会福祉法人等の適正な運営を確保することが必要です。
- 福祉サービスを担う人材や提供されるサービスの質の向上が求められています。
- ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。また、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、商業施設や公共施設などを整備することが求められます。
- 離職、病気、家族介護等をきっかけに生活困窮に陥る人が増えており、生活困窮者に対する生活の保障と自立に向けた支援が求められています。
- 家事や外出支援等の生活支援サービスや見守り活動を充実させるため、元気な高齢者自身が地域の担い手となる必要があります。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになっているため、平和への思いを次世代に継承していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者等の皆さんとの協働・連携のもとに、地域の支え合い体制づくり、ユニバーサルデザインのまちづくり、生活困窮者の自立支援などを進めます。

取組方向

- 高齢者等が地域で安心して暮らせるよう日常生活自立支援事業等の権利擁護の取組を進めます。
- 運営に課題のある社会福祉法人等に対し、重点的に指導監査を行います。
- 質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めます。
- さまざまな主体と連携して、おもいやり駐車場利用証制度の普及啓発や学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。また、市町や関係機関等との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。
- 生活保護の適正実施を進めるとともに、保護受給者の経済的自立や社会生活の自立に向けた支援に取り組めます。また、生活困窮者への相談支援を的確に行い、生活保護に至る前の段階での自立支援に取り組めます。
- 元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう、地域の活動の場づくりや、地域貢献活動を行う老人クラブ等への支援に取り組めます。
- 戦没者慰霊事業等への若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|-----------------|-----|-----|--|
| 日常生活自立支援事業の利用者数 | | | 県社会福祉協議会の三重県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数 |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|--|--|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| <p>13201 地域福祉活動の推進 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p> <p>民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等による地域福祉活動を支援するとともに、福祉的援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。</p> | <p>民生委員・児童委員の相談支援件数</p> <p>〔目標項目の説明〕 民生委員・児童委員の活動のうち、住民の相談や支援を行った年間件数</p> | | |
| <p>13202 質の高い福祉サービスの提供 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p> <p>社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施するとともに、社会福祉施設職員への研修の実施、福祉施設の第三者評価の受審促進、福祉サービスに対する苦情解決を行います。</p> | <p>第三者評価を受審した福祉施設の数</p> <p>〔目標項目の説明〕 みえ福祉第三者評価、社会的養護関係施設の第三者評価を受審した福祉施設の数</p> | | |
| <p>13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p> <p>おもいやり駐車場利用証制度の普及や学校での出前授業などに取り組むとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準や適合証の啓発、鉄道駅のバリアフリー化の支援などを進めます。</p> | <p>「おもいやり駐車場」の登録施設数</p> <p>〔目標項目の説明〕 「おもいやり駐車場利用証制度」の駐車場の登録をした施設数</p> | | |
| <p>13204 高齢者の社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部長寿介護課)</p> <p>地域で社会参加や地域貢献活動等を目的に、高齢者のリーダーとなって自主的に活動する高齢者を養成するため研修を実施します。</p> | <p>地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数(累計)</p> <p>〔目標項目の説明〕 地域シニアリーダー研修受講後、地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動している高齢者団体数</p> | | |

| | | | |
|---|----------------------------------|--|--|
| <p>13205 生活困窮者の生活保障と自立支援 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p> <p>生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、離職等のため生活に困窮する人に対して、相談支援、就労支援など、自立に向けた支援を行います。</p> | <p>就労支援を行う生活保護受給者および生活困窮者の人数</p> | | |
| <p>〔目標項目の説明〕 福祉事務所が就労支援を行った生活保護受給者と保護に至る可能性のある生活困窮者の合計</p> | | | |
| <p>13206 戦没者遺族等の支援 (主担当：健康福祉部地域福祉課)</p> <p>戦争犠牲者への追悼事業を行うとともに、追悼事業への次世代遺族の参加を促します。また、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。</p> | <p>戦没者追悼事業への次世代遺族の参加者数</p> | | |
| <p>〔目標項目の説明〕 県及び全国戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」慰霊式、外地慰霊巡拝への次世代遺族（戦没者の孫、曾孫）の参加者数</p> | | | |

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 141 犯罪に強いまちづくり

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

現状と課題

- 地域の安全と安心を確保するため、犯罪の抑止と検挙に取り組んできた結果、平成 26(2014)年中の刑法犯認知件数は、ピークであった平成 14(2002)年から 6割以上減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。一方、県民に強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子ども・女性が被害者となる性犯罪等は後を絶たず、また、平成 26(2014)年中のストーカー・配偶者暴力事案の認知件数、特殊詐欺の被害額が過去最高を記録するなど、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。このほかにも、サイバー空間が県民の日常生活の一部となっている中で、インターネットバンキング不正送金事犯等のサイバー犯罪の多発やサイバー攻撃の危険性の増大といったサイバー空間における脅威の深刻化など、社会経済情勢の急激な変化に伴う新たな問題が出現しています。
- このような現状において、県民の皆さんの安全が保たれ、安心して暮らせる地域社会を構築していくためには、自治体や地域住民、ボランティア団体などのさまざまな主体と連携した犯罪抑止活動はもとより、社会経済情勢の変化等に伴う捜査環境の変容に柔軟に対応した検挙活動を一層推進していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんとの協創により、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らしていける「犯罪の起きにくい社会」が構築されることは、あらゆる豊かさを支える根本といえます。

取組方向

- 犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性・高齢者の安全の確保、防犯ボランティア団体等による自主防犯活動の持続的な発展などに取り組むとともに、犯罪被害者等支援に対する県民の理解を得ることで、犯罪に遭わない・起こさない意識を醸成します。
- 犯罪を徹底検挙するため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用、科学捜査の高度化など、犯罪の痕跡と犯人とを結び付ける事後追跡可能性や客観証拠の確保に向けた取組を推進します。
- 警察活動を支える基盤を強化するため、交番・駐在所の施設や各種捜査支援システムなどの整備を図ります。

主担当部局：警察本部

平成31年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|---------|-----|-----|--|
| 刑法犯認知件数 | | | 刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く。）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数 |

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目

現状値

目標値

14101 みんなで進める犯罪抑止対策と犯罪被害者等支援対策の推進

(主担当：警察本部生活安全部)

自治体等と連携し、犯罪抑止インフラの整備・拡充や、自主防犯活動の活性化を図るための支援、子供の見守り活動等を推進するとともに、犯罪被害者等を社会全体で支援する機運を高めます。

防犯ボランティアの団体数

〔目標項目の説明〕

県警察において把握している防犯ボランティア団体のうち、平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体数

14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化

(主担当：警察本部刑事部)

迅速・的確な初動捜査の徹底を始め、各種システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠の確保のための取組を強化し、検挙その他各種対策を行い、県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪等を減少させます。

重要犯罪の検挙率

〔目標項目の説明〕

重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ）に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合

14103 県民の安全を守る活動基盤の整備

(主担当：警察本部警務部)

地域住民の安全・安心のよりどころである交番・駐在所や、装備資機材、各種捜査支援システムなど、警察活動を支える基盤の整備を図ることで、犯罪の抑止と徹底検挙を進めます。

交番・駐在所の建て替え整備数

〔目標項目の説明〕

交番・駐在所を1年間に建て替え整備する数

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

現状と課題

- 県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見た場合には減少傾向にありますが、平成26(2014)年は約11,000人（1日あたり約30人）の方が死傷し、10万人あたりの死者数は全国ワースト3位と、県民の皆さんが安全に安心して暮らしていくには未だ厳しい情勢にあることから、交通安全対策の強化が求められています。
- 飲酒運転違反の厳罰化にも関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者はなくならない現状にあり、飲酒運転はしない、させないという意識の定着とともに、アルコール依存症などの関連問題を含めて総合的な取組が求められています。
- 少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあるほか、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者等の交通事故抑止対策の推進が課題となっています。
- 交通事故総数や死傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが安心して暮らしていくためには、交通安全意識の高揚や交通安全対策の推進により、交通事故が減少していることが必要です。そのため、さまざまな主体と連携して交通安全教育や啓発活動を推進します。

取組方向

- 県民一人ひとりが交通安全について互いに注意を呼びかけあい、「地域の安全は地域で確保する」という意識が醸成されるよう、さまざまな主体と連携し、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動を推進するとともに、防犯等の他部門とも連携した交通事故から県民を守る取組を推進します。
- 飲酒運転の根絶のため、規範意識の定着のための飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発と再発防止のための飲酒運転違反者へのアルコール依存症の受診義務などの対策を推進します。
- 子どもや高齢者が、安全で安心して生活できる交通環境の実現に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者を育成することにより地域の主体的な交通安全活動を支援します。
- 交通安全施設の整備を推進するとともに、飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動を推進します。

主担当部局：環境生活部

平成 31 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|---------|-----|-----|----------------------|
| 交通事故死者数 | | | 交通事故発生から 24 時間以内の死者数 |

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目

現状値

目標値

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課)</p> <p>四季の交通安全運動などの取組により、広報・啓発を推進するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。 また、交通弱者の交通事故防止対策などを重点的に推進します。</p> | 交通事故死傷者数 | | |
| | <p>【目標項目の説明】 交通事故による死者数と負傷者数の合計</p> | | |
| | 高齢者交通事故死者数 | | |
| <p>【目標項目の説明】 交通事故死者数のうち、65 歳以上の高齢者の数</p> | | | |
| <p>14202 飲酒運転 0 (ゼロ) をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課)</p> <p>県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関等と連携し、教育・啓発活動を推進します。 また、飲酒運転違反者への教育やアルコール依存症の受診義務等の取組により再発防止を図ります。</p> | 飲酒運転事故件数 | | |
| | <p>【目標項目の説明】 飲酒運転が関係する人身事故発生件数</p> | | |
| <p>14203 安全で快適な交通環境の整備 (主担当：警察本部交通部)</p> <p>歩行者や運転者が安全で快適に通行できるように信号制御機の更新をはじめとした交通安全施設を整備します。</p> | 老朽化した信号制御機の更新数 (累計) | | |
| | <p>【目標項目の説明】 歩行者や運転者が安全で快適な交通環境を維持するために必要な信号制御機の更新数</p> | | |
| <p>14204 交通秩序の維持 (主担当：警察本部交通部)</p> <p>飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた取締りや広報啓発活動を推進します。</p> | 運転者のシートベルト着用率 | | |
| | <p>【目標項目の説明】 一般道における運転者のシートベルト着用率</p> | | |

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 143 消費生活の安全の確保

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

現状と課題

- 消費者と事業者との間に、商品・権利・役務に関する内容や取引条件等について情報の質・量等の格差がある中で、IT環境の高度化や各種の技術革新に伴い商品等や商取引の多様化・複雑化が一層進み、新たな消費者トラブルが発生しています。中でも「自宅にいる」「貯蓄がある」高齢者や高齢者単身世帯の増加により、高齢者の被害がさらに増える見込まれます。
- 国や県、市町が役割分担しつつ一体となって消費者行政に取り組み、自らの判断で合理的な消費活動ができるよう消費者教育の推進および啓発・支援を行っていくとともに、消費者に身近な市町の消費生活相談窓口をさらに充実させていくことが必要です。
- 安全で安心な消費生活を守るために、消費者団体、事業者団体、市町、関係機関等のさまざまな主体と連携し、地域の実情に応じて高齢者への対応を主とした取組を進めていくことが必要です。
- 安全で安心な社会の構築、健全な企業の発展のため、事業者においても、消費者のさまざまな声に耳を傾け、事業者自らの顧客満足度の向上に生かすことが企業の発展にも不可欠なものとなっています。

新しい豊かさ・協創の視点

消費者、事業者、教育機関、福祉機関、県・市町等さまざまな主体が、消費生活の安全を支え合う意識を醸成することで、消費者トラブルの未然防止や早期解決を図ります。また、自らの消費活動が、将来の世代にわたって国内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを理解した、公正かつ持続可能な社会の形成にも寄与する、自主的かつ合理的な消費活動を促します。

取組方向

- さまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」を生かし、消費者と事業者等との情報交換や連携した啓発活動を活発に行うことにより、特殊詐欺を含む消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に、高齢者の被害を防止するため、「消費者啓発地域リーダー」、市町や福祉機関等による地域での啓発活動を促進・支援します。
- 消費者出前講座、青少年育成講座、お金に関する金融講座等を実施するとともに、学校や大学等の教育機関と連携して消費者教育に取り組むことにより、消費者トラブルの未然防止や自主的かつ合理的な消費活動の実現を図ります。
- 県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情報集約や情報提供、専門的な相談対応を行うとともに、新たな消費生活相談員等の人材育成や広域的連携による市町相談体制の充実への支援・助言を行います。
- 商品・役務の適正な表示、安全性の確保、悪質な商取引の防止のため、「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）の改正等もふまえ、関係部局、市町、警察ほか関係機関、近隣府県等と連携して事業者指導・啓発を行います。

主担当部局：環境生活部

平成31年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|------------------------------|-----|-----|--|
| 消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合 | | | 消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合 |

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

| 14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
|---|---|-----|-----|
| | 消費生活講座等で必要な知識が得られたとする人の割合 | | |
| <p>「みえ・くらしのネットワーク」を生かした啓発を行うとともに、消費者出前講座等の開催や啓発情報の提供に取り組みます。また、地域リーダーを支援するとともに、市町、福祉機関、老人クラブ等に働きかけ、地域での啓発活動を促します。</p> <p>〔目標項目の説明〕 出前講座等でのアンケートで、消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られた（内容を理解できた）と回答した受講者の割合</p> | | | |
| 14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) | 消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合 | | |
| | <p>県消費生活センターの専門性を確保し、消費者からの相談に迅速かつ適切に対応するとともに、市町を含む相談員の資質向上等を図り、県内の相談体制の充実を支援します。また、適正な商取引が行われるよう、事業者に対して指導・助言等を行います。</p> <p>〔目標項目の説明〕 消費生活相談において、県消費生活センターが斡旋を行った事案のうち消費者トラブルが解決した割合</p> | | |

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携し、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組むことで、薬物の乱用のない社会と、人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現しています。

また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保されているとともに、生活衛生営業施設の衛生が確保され、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 民間団体、学校、市町等の関係機関が連携して、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組んできましたが、危険ドラッグなど新たな薬物乱用もあり、関係機関と連携して取組を強化することが必要です。
- 動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にありますが、将来的に殺処分がなくなることをめざし、取組を強化する必要があります。
- 医薬品等製造業者等に対する監視指導や医薬品等の適正使用のための情報提供などを行ってきましたが、引き続き、医薬品等の品質、有効性および安全性の確保を図るため、医薬品等製造業者等の監視指導などに取り組む必要があります。また、将来にわたり安全な血液製剤を確保するため、若年層に対する献血啓発などに取り組む必要があります。
- 生活衛生営業施設に対する監視指導や衛生管理に関する講習会等を行ってきましたが、施設における衛生確保を図るため、引き続き、監視指導などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが薬物乱用を許さない意識と動物を愛護する意識を持ち、安心して豊かに暮らせるよう、関係機関等と連携し、薬物乱用防止と動物愛護管理の取組を強化します。

また、安全な製品やサービスが供給され安心して利用できるよう、医薬品等製造業者等や生活衛生営業者に自主管理を促すとともに、県民一人ひとりの献血意識の向上に取り組めます。

取組方向

- 薬物乱用防止に関する推進体制や必要な規制などを規定した「三重県薬物の濫用の防止に関する条例（制定予定）」等に基づき、危険ドラッグ販売店舗等に対する取締りを行うとともに、薬物乱用防止の啓発や再乱用防止対策などに取り組めます。
- 新たに三重県動物愛護推進センター（仮称）を整備し、動物愛護管理の拠点と位置付け、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等を行うとともに、動物による危害発生防止に取り組めます。
- 医薬品等製造業者等の監視指導や品質管理に関する研修会を行うとともに、県民に対して、医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供に取り組めます。また、献血については、県民への啓発に加え、高校生などを対象としたセミナーの開催や献血ボランティア活動の推進などに取り組めます。
- 生活衛生営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対し衛生管理に関する講習会等を行うことで自主的な衛生管理の推進を図ります。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

多くの関係機関と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する県民の意識が向上するとともに、取締りの強化により容易に薬物が入手できない環境が整備されています。また、医薬品等の製造業者等および生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供されています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|-----------------------------------|-----|-----|---|
| 危険ドラッグの販売店舗数 (インターネット販売店舗を含む。) | | | 警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗(インターネット販売店舗を含む。)に対し、監視指導を実施した後の店舗数 |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|---|--------------------------------------|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| <p>14401 薬物乱用防止対策の推進 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)</p> <p>学校等における薬物乱用防止教室などの講習会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの啓発による「未然防止対策」、薬物依存症者やその家族等に対する支援を中心とした「再乱用防止対策」、さらに関係機関が連携した「取締対策」の3つの対策により薬物を許さない社会環境づくりを進めます。</p> | <p>薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数(累計)</p> | | |
| <p>【目標項目の説明】 県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数</p> | | | |
| <p>14402 人と動物との共生環境づくり (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)</p> <p>県の動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター(仮称)を整備し、動物愛護教室などの普及啓発活動の取組等を強化します。 また、動物による危害発生の防止に取り組みます。</p> | <p>犬・猫の殺処分数</p> | | |
| <p>【目標項目の説明】 保健所に収容した犬・猫のうち、飼い主への返還や譲渡した数を除き、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数(生後間もない犬・猫、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡した犬・猫を除く。)</p> | | | |
| <p>14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)</p> <p>医薬品等製造業や販売業に対して監視指導やGMP適合性調査^{注)1}を実施するとともに、県内薬事関係企業を対象とした研修会等を実施します。 また、安全な血液製剤を確保するため、献血推進に取り組みます。</p> | <p>県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合</p> | | |
| <p>【目標項目の説明】 県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合(不良品が出た場合は回収となります。)</p> | | | |
| <p>14404 生活衛生営業の衛生確保 (主担当：健康福祉部食品安全課)</p> <p>生活衛生営業施設の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設の自主的な衛生管理の推進を図ります。</p> | <p>生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合</p> | | |
| <p>【目標項目の説明】 生活衛生営業施設(公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、興行場)のうち健康被害の発生がなかった施設の割合</p> | | | |

注) 1 「医薬品および医薬部外品の製造所における製造管理および品質管理の基準」の適合性に係る調査をさす。

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 145 食の安全・安心の確保

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られているとともに、高病原性鳥インフルエンザ[※]1等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備され、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。

現状と課題

- 消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導や食品の検査等に取り組んでいますが、食の安全・安心を確保するためには引き続きこれらを実施し、県内に流通する食品の安全性を確保することが必要です。
- 米穀の不適正流通や食材の不適正な表示事案が発生していることから、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食の安全・安心を確保するための自主的な取組を促進する必要があります。
- 食の安全・安心の確保のためには、行政等の取組だけでなく、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め自ら判断・選択することが必要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- 食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫体制の強化や農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等の適正使用管理、米穀取扱事業者の監視・指導の徹底、安全・安心な農水産物生産システムの構築を図ることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

安全で安心な食品が供給され、県民の皆さんが安心して暮らせるよう、食品関連事業者、生産者および県民の皆さん等幅広い分野の方々と連携して、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上や自主管理の促進、消費者への啓発等に取り組むとともに、リスクコミュニケーションの機会を通じて相互理解を深めます。

取組方向

- 県内に流通する食品の安全・安心を確保するため、危害発生リスクに応じた食品関係施設の監視指導を実施することで施設の衛生を確保します。また、食品中の残留農薬や微生物等の検査により食品の基準の適合性確認を行うとともに、食品関係施設の立入検査により「食品表示法」や米トレーサビリティ法の基準の適合性確認を行います。
- 食品関連事業者や生産者に対し研修などによりコンプライアンス意識の向上を図るとともに、衛生管理や食品表示等についての自主点検など自主管理の取組を促進します。
- 食の安全・安心への消費者、食品関連事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報を公開するとともに、リスクコミュニケーションの機会の充実に取り組みます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫体制を強化するとともに、農水産物の生産工程管理および衛生管理の推進、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用指導を進めます。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る全ての過程において監視指導を行うとともに、食品関連事業者の自主管理体制が構築されることにより、安全で安心な食品が供給されています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|----------------|-----|-----|--|
| 食品の基準適合確認率（累計） | | | 検査するすべての食品と食品表示を行うすべての製造・加工施設のうち、基準に適合していることを確認した食品や施設（不適合であったが適合するよう改善したものを含む）の割合 |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|---|-----------------------------------|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| <p>14501 食の安全・安心の確保 (主担当：健康福祉部食品安全課)</p> <p>食品関係施設の監視指導、食品の検査、食品表示の適合性確認等を実施するとともに、食品事業者の自主管理を促進します。 また、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。</p> | <p>食品事業者の自主点検実施件数</p> | | |
| <p>〔目標項目の説明〕 自主点検を実施している食品営業許可施設数</p> | | | |
| <p>14502 農水産物の安全・安心の確保 (主担当：農林水産部農産物安全課)</p> <p>家畜伝染病、米トレーサビリティ法および農産物検査法等の監視指導体制を強化するとともに、生産工程管理、衛生管理を推進し、農水産物の安全・安心の確保を図ります。</p> | <p>高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率</p> | | |
| <p>〔目標項目の説明〕 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病が県内で発生した場合に、発生農場を汚染源とした未発生農場への感染拡大を防いだ割合</p> | | | |

注) 1 高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染症予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 感染症の早期探知を行う感染症情報システムを構築するとともに、中心的役割を担っていただく感染症情報化コーディネーターを養成しました。今後は、学校、保育園、医療機関等の施設が、本システムの活用やコーディネーター等との連携により、予防や感染拡大防止に取り組んでいただくことが必要です。
- 新型インフルエンザや中東呼吸器症候群（MERS）等のような、発生すると社会的影響の大きい感染症については、適切な治療や防疫措置を講じるために、感染症指定医療機関の整備や防疫用品等の備蓄を行ってきたところです。今後は、関係機関と連携した訓練等を行い、防疫体制の充実を図る必要があります。
- エイズや肝炎対策については、早期発見、感染拡大防止のために、無料検査を行うとともに、陽性者については、相談体制を整備し、適切な治療につなげました。引き続き、県民の方が検査を受けていただくよう啓発をしていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

感染症に関して不安を感じることなく、安心して暮らすことができるよう、感染症情報システムを活用し、学校、保育所、医療機関などや、県民一人ひとりが、感染予防に理解を深め、適切な予防行動が行なえるよう取り組みます。また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、適切な防疫措置ができるよう関係機関と連携を進めます。

取組方向

- 感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、コーディネーターと協力しながら予防対策を行う推進者を新たに養成します。また、感染症情報システムの機能を拡充するとともに、コーディネーターや推進者、各施設等と連携を図りながら予防や感染拡大防止に取り組みます。
- 発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、防疫用品等の備蓄を行うとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携体制を強化します。また、関係機関を含めた患者搬送や情報伝達の訓練等を行い、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- HIV（エイズの原因となるウイルス）や肝炎の無料検査等を実施するとともに、県民に検査を受けていただくよう、イベント等にあわせて啓発を行います。また、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制を整備します。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識が高められ、感染予防や感染拡大防止がとられています。また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、速やかな防疫措置ができています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|-----------------------------|-----|-----|--|
| 危険性の高い感染症発生数のうち集団発生を抑止できた割合 | | | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち集団感染が抑止できた割合 |

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目

現状値

目標値

| | | | | |
|---|--|--|--|---|
| <p>14601 感染症予防のための普及啓発の推進 (主担当：健康福祉部業務感染症対策課)</p> <p>地域や施設等における感染症予防のために、感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、普及啓発する推進者を育成します。さらに、コーディネーターや推進者等をとおして、県民に予防対策を啓発するとともに、あわせて、感染症情報システムを活用した情報提供を行い予防対策を推進します。</p> | <p>感染症予防を普及啓発する推進者の総数(累計)</p> | | | <p>〔目標項目の説明〕 地域や施設において、感染症情報システムを活用して感染症予防を実践的に行う推進者の総数</p> |
| <p>14602 感染症危機管理体制の整備 (主担当：健康福祉部業務感染症対策課)</p> <p>新型インフルエンザや中東呼吸器症候群(MERS)等の発生すると社会的影響の大きい感染症に備え、関係機関との訓練を行い、防疫体制の強化を図ります。また、抗インフルエンザウイルス薬や防疫用品を備蓄するとともに、感染症移送車を配備します。</p> | <p>感染症危機管理に関する訓練実施率</p> | | | <p>〔目標項目の説明〕 感染症危機管理体制整備のために県内全域で実施する訓練の実施率(全県及び各保健所毎に、年1回以上実施)</p> |
| <p>14603 感染症対策のための相談・検査 (主担当：健康福祉部業務感染症対策課)</p> <p>HIV、肝炎検査の検査体制の充実を図るとともに、県民への啓発を行い早期発見につなげます。また、陽性者が安心して治療ができるよう相談体制を整備します。さらに、結核については、的確な治療につながるよう健康診断や医療費の助成等を行います。</p> | <p>保健所におけるHIV(エイズの原因となるウイルス)検査受診者数</p> | | | <p>〔目標項目の説明〕 保健所(四日市市保健所を含む)においてHIV(エイズの原因となるウイルス)検査を受けた人数</p> |

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 147 獣害対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

農山漁村地域に暮らす皆さんとともに、獣害につよい農山漁村づくりによる被害防止や野生鳥獣の適正な生息数管理など、総合的な獣害対策に取り組むことにより、安心して暮らせる農山漁村づくりと農山漁村の活力向上を実現します。

現状と課題

- 野生動物による被害の減少に向け、集落ぐるみによる対策や侵入防止柵の整備などを進める「被害対策」、野生鳥獣の捕獲力強化や森林整備による生息環境の創出などを進める「生息管理」、適正に捕獲した野生獣を地域の未利用資源として活用する「獣肉等の利活用」を3本の柱とし、市町や関係団体等と連携しながら、総合的に取り組んできました。
- こうした取組により、農林水産業被害金額は、着実に減少してきています。
- しかし、県内の全集落代表者に実施しているアンケート調査では、サル、シカ、イノシシによる被害があると回答する集落数は、減少傾向になく、侵入防止柵整備の効果が行き届かない農地や、中山間地域等での被害は、依然として深刻な状況にあります。また、獣害は、営農意欲や造林意欲の減退、耕作放棄地や造林未済地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に、農山漁村の振興の妨げになっています。
- このように依然として、獣害は深刻な状況にあることから、農林水産業被害の減少に向けた対策に、より一層、注力する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

地域ぐるみで獣害につよい集落づくりに取り組むことにより、地域住民相互のきずなが強くなるとともに、農林漁業者の生産意欲が向上し、地域コミュニティや農林地の維持・再生につながっています。また、「生息数管理」を行うことを通じて、野生動物との共生が図られ、安心して暮らせる農山漁村が実現します。さらに、獣肉を地域おこしの素材として活用することを通じて、地域活力の向上につながっています。

取組方向

- 獣害につよい集落づくりを進めるため、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と、集落の組織体の構築などを進める「体制づくり」に取り組めます。
- 獣害につよい集落活動づくりにより被害を減少させるため、「被害防止」として、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや進入防止柵の整備、集落による捕獲体制の整備・強化等に取り組めます。
- 野生動物との適正な共生をめざし、「生息数管理」として、野生獣の生息数推定やサル群れの状況のモニタリングを基礎とした個体数調整に取り組めます。
- 獣肉等利活用に取り組む環境づくりを進めるため、県が定めた野生獣肉の解体処理手順である『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルの普及とマニュアルを遵守した解体処理施設の整備を促進します。
- 獣害につよい三重づくりをめざし、総合的に「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉の利活用」に取り組み、農林水産業の被害額を減少させます。

主担当部局：農林水産部

平成31年度末での到達目標

農山漁村の振興を図るうえで、支障となっている獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村づくりが進むとともに、持続的な農林水産業の展開につながっています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|------------------|-----|-----|--------------------------------------|
| 野生鳥獣による農林水産業被害金額 | | | サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額 |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|--|-----------------------------------|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| <p>14701 獣害対策の体制づくりの推進 (主担当：農林水産部獣害対策課)</p> <p>地域リーダー育成のための指導者育成講座の開催や、「獣害対策に取り組む集落」の確保・育成に取り組めます。また、地域の持続的な捕獲体制の構築を支援するとともに、捕獲者の確保に向け、狩猟免許取得促進のためのPR等に取り組めます。</p> | 獣害対策に取り組む集落数 | | |
| <p>【目標項目の説明】 集落ぐるみで被害状況を把握し、継続的に被害防止活動に取り組む集落や補助事業を活用した侵入防止柵の整備に取り組む集落数(累計)</p> | | | |
| <p>14702 獣害につよい集落活動の実践による被害防止の推進 (主担当：農林水産部獣害対策課)</p> <p>集落ぐるみによる追い払いの実施や侵入防止柵の整備、およびそのメンテナンスなどに取り組めます。また、市町等が行う有害捕獲活動に対する支援や、被害減少に効果的な捕獲技術の実証や普及に取り組めます。</p> | 被害が大きい集落の割合 | | |
| <p>【目標項目の説明】 三重県内の全集落の代表者を対象としたアンケート調査により、サル、シカ、イノシシの、いずれかの獣種において、被害が「甚大」または「大きい」と答えた回答者の回収数に占める割合。</p> | | | |
| <p>14703 野生鳥獣のモニタリングに基づいた生息数管理の推進 (主担当：農林水産部獣害対策課)</p> <p>科学的なモニタリングに基づいた生息数管理に取り組めます。特にサルについては、計画的な大量捕獲による加害群れの削減、シカについては、森林被害の軽減につなげるための技術開発等に取り組めます。</p> | シカの推定生息頭数 | | |
| <p>【目標項目の説明】 ベイズ推定法によるシカの推定生息頭数</p> | | | |
| <p>14704 獣肉等利活用における適切な解体処理の促進 (主担当：農林水産部フードイノベーション課)</p> <p>「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を順守した解体処理施設の整備の促進や、解体処理技術の普及、啓発に取り組めます。</p> | みえジビエ登録解体処理施設における処理頭数(ニホンジカ、イノシシ) | | |
| <p>【目標項目の説明】 県が定めた「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を遵守し、「みえジビエ登録制度」に登録された解体処理施設における年間解体処理頭数(ニホンジカ、イノシシ)</p> | | | |

政策 I-5 環境を守る

施策 151 地球温暖化対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

現状と課題

- 三重県域における平成 24 (2012) 年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度 (平成 2 (1990) 年度) に比べると 6.9% 増 (森林吸収量を含む) と大きく増加しています。排出量の内訳を二酸化炭素で見ると、産業部門が 56%、運輸部門が 15% と排出量の大部分を占める一方、伸び率 (1990 年度比) では、民生業務部門 (オフィス、店舗等) が 102%、民生家庭部門が 25% と大きな伸びを示しています。
- 県民、事業者等において、個々に地球温暖化対策の取組が進められているものの、連携した地域の低炭素なまちづくりといったものとはなっていません。
- 平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う原発事故により、エネルギー問題が大きくクローズアップされ、県民の皆さんや事業者に省エネルギーの意識が高まりつつあるものの、必ずしも県域の二酸化炭素排出削減につながっていない状況にあります。
- 世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、温暖化の影響と思われる変化が現れてきています。
- 今後の環境行動の定着を図るためには、子どもたちへの環境教育が重要です。

新しい豊かさ・協創の視点

地球温暖化による影響がすでに身近に起こりつつあり、さまざまな主体が自らのこととして地球温暖化防止に向けた具体的な行動に取り組む必要があります。

地域の特性を生かした再生可能エネルギー等の導入や技術革新によって、地域が活性化した豊かな低炭素社会づくりを進めます。

取組方向

- 「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を総合的に推進していきます。
- 地域が一体となって電気自動車等を活用するなど、低炭素なまちづくりを進めることにより、温室効果ガスの排出削減を促進します。
- 県民の皆さんや事業者に対しては、県や地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの利用等によるエネルギー使用量の削減を進めます。
- 気候変動の影響や地球温暖化対策 (緩和策・適応策) について、県民や事業者に情報提供していきます。
- 三重県環境学習情報センターを拠点に環境教育を推進していきます。

主担当部局：環境生活部

平成31年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。
また、県民、事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|---------------------|-----|-----|--|
| 家庭での電力消費による二酸化炭素排出量 | | | 家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量 |

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
|--|---|-----|
| 15101 温室効果ガス排出削減の取組推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 「三重県地球温暖化対策実行計画」を着実に推進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。 | 大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率 | |
| | 【目標項目の説明】 「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書対象事業者の温室効果ガス排出量の増減比率 | |
| 15102 電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりの推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 市町とともに進める「低炭素なまちづくりネットワーク会議」等を活用し、先進事例を学んだり、情報交換を行うことで、具体的な低炭素なまちづくりの取組を進めます。 | 電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりに取り組む市町の数 | |
| | 【目標項目の説明】 電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりに取り組む市町の数 | |
| 15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 気候変動の影響や地球温暖化の問題について情報提供を行い、県民や事業者の取組を促進します。 | 地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合 | |
| | 【目標項目の説明】 県民や事業者向けの地球温暖化防止や気候変動による影響に関する講座後のアンケートで、地球温暖化対策等の活動に取り組む意向を示した受講者の割合 | |
| 15104 環境教育の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 県環境学習情報センターを活用した講座やイベントの開催などにより、子どもたちを中心に環境教育を行い、地球温暖化防止等の環境行動の定着を図ります。 | 環境教育講座等参加者の満足度 | |
| | 【目標項目の説明】 小学校高学年以上を対象とした講座におけるアンケート調査で、その内容等について4段階で「非常によい、よい」と回答した参加者の割合の平均値 | |

政策 I-5 環境を守る

施策 152 廃棄物総合対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用、適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

現状と課題

- 県民、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量、最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。引き続き「ごみゼロ社会」の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 産業廃棄物の3Rの推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の一層の取組が求められています。
- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については件数、量ともに減少傾向にありますが、依然として後を絶たない状況です。今後、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが求められています。
- 過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

廃棄物の適正処理の体制整備により安全・安心を確保し、発生抑制や質の高い循環利用を推進することで低炭素社会づくりや自然共生社会づくりにもつなげる循環型社会を構築していく必要があります。そのため、県民、事業者、行政などさまざまな主体が地域特性や資源の性質に応じた最適な規模の循環の形成に取り組み、持続可能な循環型の地域づくりを進めていきます。

取組方向

- ごみの発生・排出抑制や循環利用を推進することにより、最終処分される廃棄物を極力抑制し、レアメタルや未利用エネルギーの回収・活用など、循環の質を高めるための取組を進めます。また、RDF焼却・発電事業の安全で安定した運用を図るとともに、将来にわたって一般廃棄物の適正処理がなされるよう市町との連携に努めます。
- 産業廃棄物が貴重な資源として一層有効活用されることをめざし、排出事業者や処理業者の3Rの取組を促進します。
- 電子 manifests の活用や優良認定処理業者の育成を進め、産業廃棄物の排出事業者の処理責任を徹底するとともに、監視指導により不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応を進めます。また、東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制を整備します。
- 不適正処理4事案について、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進め、安全・安心を確保します。

主担当部局：環境生活部廃棄物対策局

平成31年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域での廃棄物の質の高い循環利用を図ることにより、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理4事案についても着実に是正されてきています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|-----------|-----|-----|-----------------------|
| 廃棄物の最終処分量 | | | 最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量 |

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 県の活動指標 | | |
|---|--|-----|-----|
| | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
| 15201 ごみゼロ社会の実現 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課) ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物が地域で資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。 | 1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量) | | |
| | 〔目標項目の説明〕 一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値 | | |
| 15202 産業廃棄物の3Rの推進 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課) 産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物が貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。 | 産業廃棄物の再生利用率 | | |
| | 〔目標項目の説明〕 産業廃棄物の排出量に対する再生利用量(排出事業者および処理業者で再生利用された量)の割合 | | |
| 15203 廃棄物処理の安全・安心の確保 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課) 廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、生活環境の保全と安全・安心の確保を図ります。 | 不法投棄等不適正処理事案の改善着手率 | | |
| | 〔目標項目の説明〕 不法投棄等不適正処理事案について、行為者等が改善に着手した割合 | | |
| 15204 不適正処理の是正措置の推進 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理PT) 産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等があり、原因者による措置が困難な4事案について、行政代執行による是正措置を実施し、着実に環境修復を行います。 | 不適正処理4事案にかかる行政代執行による是正措置の進捗率 | | |
| | 〔目標項目の説明〕 不適正処理4事案をそれぞれの実施範囲等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合 | | |

政策 I-5 環境を守る

施策 153 豊かな自然環境の保全と活用

県民の皆さんとめざす姿

県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

現状と課題

- NPO等によって自主的に行われている生物多様性の保全活動は広がりを見せており、こうした保全活動が継続的に行われることで、三重県の自然環境が保全されていきます。このような保全された自然環境の中で、できるだけ県民の皆さんが自然とふれあう機会を増やし、地域への愛着を深めていくことが大切です。
- 「三重県レッドデータブック2015」が示すとおり、県内の野生動植物のおかれている環境は厳しくなっており、希少野生動植物の生息・生育環境や優れた自然景観などを保全するためには、開発などに伴う自然環境への負荷低減が求められています。
- 自然環境の保全意識を高めるため、各地で、さまざまな活動団体によるエコツーリズムの取組が行われており、こうした取組を一層広め、定着させることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

三重県の森・里・川・海の自然やそこで生きる動植物にふれあう機会の創出は、県民の皆さんの自然環境や生物多様性の保全意識の醸成に加え、自然とのふれあいを通じた癒し効果を実感することにもつながります。また、県民の皆さんによる自然環境や生物多様性の保全活動を進めることで、地域の魅力のさらなる創出はもとより、地域の絆を深めていくことにもつながっていきます。

取組方向

- 生物多様性の保全に向け、県民の皆さんの参画を得ながら、県内の希少野生動植物種の現状把握に努めるとともに、特に重要な地域における希少野生動植物種の生息・生育状況調査及び希少野生動植物種の指定を進めます。また、NPO等が行う希少野生動植物種の保全活動、里地・里山・里海や河川などにおける自然環境保全活動を、専門知識や必要な情報の提供などを通じて支援します。
- 県民の皆さんに、身近な自然環境や生物多様性の状況やそれらのもたらすさまざまな恩恵などを発信し、自然環境や生物多様性を保全していくことの重要性を啓発していきます。
- 自然公園や三重県自然環境保全地域等を適正に管理し、優れた自然環境の保全や生態系の維持回復を目指します。また、事業者等による開発に際しては、自然環境の保全や希少野生動植物の保護に向けた助言等を行います。
- 県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設等の整備を計画的に実施するとともに、民間活動団体等が進める自然公園等が持つ魅力を生かしたエコツーリズムの取組を促進します。

主担当部局：農林水産部

平成 31 年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPO等による生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らせる自然環境が維持保全されています。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|--------------|-----|-----|---|
| 自然環境の保全活動団体数 | | | 絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動及び里地里山里海等の保全活動を継続して実施している実施団体数の合計 |

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

| 主な取組内容 (基本事業) | 目標項目 | 現状値 | 目標値 |
|---|--|---------------------------------|-----|
| | <p>15301 貴重な生態系と生物多様性の保全 (主担当：農林水産部みどり共生推進課)</p> <p>県指定希少野生動植物種種の調査や保全活動、外来生物対策の普及啓発に取り組みます。また、里地里山保全活動認定団体等による里山整備、NPO等が行う希少野生動植物種の自主的な保全活動を支援します。さらに、自然公園や三重県自然環境保全地域の特別地域など重要な地域において、貴重な生態系を維持回復する取組を進めます。</p> | 希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率 | |
| | <p>〔目標項目の説明〕 県指定希少野生動植物種のうち特に保護が必要な種に対する保全活動及び、生態系維持回復事業計画に基づく維持回復活動を実施した割合</p> | | |
| <p>15302 自然とのふれあいの促進 (主担当：農林水産部みどり共生推進課)</p> <p>利用者が安全に自然公園を楽しめるよう適切な維持管理をするとともに、老朽化や災害等で補修が必要な自然公園施設等の整備を計画的に進めます。また、民間団体等による自然公園等の資源を活用したエコツーリズムの取組を促進します。</p> | 自然とのふれあいを体験した満足度 | | |
| | <p>〔目標項目の説明〕 自然公園の園地など自然とのふれあいの場を活用したイベント等への参加者の満足度</p> | | |

政策 1-5 環境を守る

施策 154 大気・水環境の保全

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

現状と課題

- 大気環境はおおむね良好な状態に改善されていますが、健康に影響を与える光化学スモッグ^{※1}やPM2.5^{※2}については、依然として、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況です。
- 河川の水質は、環境基準（BOD^{※3}）の達成率が90%以上で推移しており改善傾向にあります。一方、海域の水質については環境基準（COD^{※4}）の達成率が50%前後で推移しており、また、伊勢湾においては赤潮や貧酸素水塊が毎年発生している状況です。水質汚濁の主な要因となっている工場・事業場排水や生活排水について汚濁負荷の削減等による水質改善が求められています。
- 自動車排出ガスの影響により、一部の測定地点では二酸化窒素濃度が環境基準に近い水準で推移しており、局地的には環境基準を超過する濃度となっているおそれがあります。
- 生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較してまだ低く、未整備人口の解消が求められています。
- 伊勢湾等の海岸域では、河川を経由して流入したごみが多量に漂着しており、砂浜等の景観の悪化が課題となっているほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏でのネットワークづくりや、環境保全活動の拡大と活性化が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

美しい自然環境のなかで、豊かで魅力ある地域づくりを進めるには、大気環境と水環境が保全されている必要があります。県民の皆さんが安全・安心で豊かな生活を営むためには、身の周りの環境が良好な状態である必要があります。このため、工場・事業場に対して、法令遵守はもとより、負荷量の削減に向けた取組を促進します。

地域の美しい自然の魅力を磨き上げるためには、人と人とのつながりを深め、環境を守ろうとする意識を醸成する必要があります。さまざまな主体による環境保全活動の拡大と活性化を図ります。

取組方向

- 光化学スモッグやPM2.5による被害を未然に防止するため、予報等の情報伝達を速やかに行うとともに、光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組みます。
- 伊勢湾の水質改善に向け、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷の削減に取り組みます。
- NOx・PM法^{※5}に係る自動車環境対策については、事業者や関係団体の協力を得ながら大気環境への負荷が少ない自動車の利用を進めるとともに、大気汚染物質濃度を注視し、必要な対策を実施します。
- 生活排水対策については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して、下水道、浄化槽、集落排水施設等の効率的・効果的な整備が行われるよう地域の実情に応じた適切な手法による整備を進めます。
- 海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を構築し、美しい海岸を保全していきます。また、伊勢湾流域圏の愛知県、岐阜県、名古屋市とも連携し、本県がリーダーシップをとり海岸漂着物の発生抑制等の対策に取り組みます。
- 伊勢湾の汚濁のメカニズムなどを解明するため、大学等研究機関と連携して調査・研究を推進します。

主担当部局：環境生活部

平成31年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排出水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

県民指標

| 目標項目 | 現状値 | 目標値 | 目標項目の説明 |
|-----------------------|-----|-----|--|
| 大気環境および水環境に係る環境基準の達成率 | | | 大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合 ^{注)6} |

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目

現状値

目標値

| | | | |
|--|-----------------------------------|--|---|
| <p>15401 大気・水環境への負荷の削減</p> <p>(主担当：環境生活部大気・水環境課)</p> <p>大気、水質の規制対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の状況を確認・指導をします。また、大気環境、公共用水域(河川、海域)および地下水の常時監視を行い適合状況を確認します。</p> | <p>大気・水質の排出基準適合率</p> | | <p>【目標項目の説明】</p> <p>工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域への排出水が大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の排出基準に適合している割合および不適合であったが適合するよう改善した割合</p> |
| <p>15402 自動車環境対策の推進</p> <p>(主担当：環境生活部大気・水環境課)</p> <p>大気環境への負荷が少ない自動車の利用を進めます。国の大気汚染物質濃度の評価手法をふまえ、自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の進行管理に関する調査を実施し対策につなげます。</p> | <p>NOx・PM法対策地域全体の大気環境基準達成率</p> | | <p>【目標項目の説明】</p> <p>NOx・PM法対策地域全体における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した割合(面的評価方法の確定後は、その評価地点を対象に加えます。)</p> |
| <p>15403 生活排水対策の推進</p> <p>(主担当：環境生活部大気・水環境課)</p> <p>「生活排水処理アクションプログラム」に基づき関係機関と連携し、下水道・集落排水施設等については計画的・効率的な整備を行い、浄化槽については補助制度により施設整備を促進します。</p> | <p>生活排水処理施設の整備率</p> | | <p>【目標項目の説明】</p> <p>下水道、浄化槽、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合</p> |
| <p>15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進</p> <p>(主担当：環境生活部大気・水環境課)</p> <p>伊勢湾流域圏を中心とした環境保全活動を広域的にネットワーク化する「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を3県1市の連携により実施するなど、さまざまな主体による森・川・海における環境保全活動の活性化を進めます。</p> | <p>海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数</p> | | <p>【目標項目の説明】</p> <p>「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| 15405 環境保全のための調査研究成果の還元 (主担当：環境生活部大気・水環境課) | 大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数 | | |
| 光化学スモッグやPM2.5などの大気環境、伊勢湾再生などの水環境に関する調査研究を行い成果を公表します。 | 〔目標項目の説明〕 大気環境および水環境の保全に関する分析業務のほかに調査研究を行い、その成果として学会、論文または企業への出張講座等で公表した研究事業数 | | |

- 注) 1 光化学スモッグ：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。
- 注) 2 PM2.5：微小粒子状物質。大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1)以下の小さな粒子。PM2.5は非常に小さい(髪の毛の太さの1/30程度)ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。
- 注) 3 BOD：生物学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量
- 注) 4 COD：化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を化学薬品(酸化剤)によって分解させたときに消費される酸素の量
- 注) 5 NO_x・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、平成4(1992)年に定められた。県内では、平成13(2001)年12月に四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定された。
- 注) 6 目標項目：大気環境測定地点(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)、河川域(BOD)、海域(COD)